

富山県警察職員定年前再任用短時間勤務制度実施要綱の制定について（例規通達）

定年前再任用短時間勤務制度については、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号。以下「条例」という。）に基づき施行されているところであるが、この度、県警察における同制度の適正な運用を図るため、別添のとおり「富山県警察職員定年前再任用短時間勤務制度実施要綱」を制定し、令和6年4月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底するとともに、適正な運用に努められたい。

別添

富山県警察職員定年前再任用短時間勤務制度実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、60歳以降の多様な働き方を可能とするための定年前再任用短時間勤務制度が法及び条例で定められたことから、県警察における同制度の適正な運用を図るため、実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

第2 定年前再任用対象者及び任期等

1 定年前再任用対象者

定年前再任用（法第22条の4第1項の規定により短時間勤務の職に採用することをいう。以下同じ。）の対象者は、60歳に達した日以後に退職した者とする。

2 任期

定年前再任用に係る職員の任期は、採用の日から当該職員の定年退職日相当日までとする。

3 勤務時間及び勤務条件

(1) 勤務時間は、配置先の業務内容に応じて決定する。

(2) その他勤務条件に関する事項は、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

第3 定年前再任用の手続

1 定年前再任用計画の策定等

(1) 定年前再任用を行おうとするときは、人事管理、業務運営等に及ぼす影響を勘案し、警務部警務課（以下「警務課」という。）において定年前再任用計画を策定するものとする。

(2) 定年前再任用計画を策定したときは、当該計画に基づく募集要項を作成し、各所属に通知するものとする。

2 定年前再任用選考の申出

(1) 前記1(2)の募集要項に基づき定年前再任用を希望する者（既に退職している者を除く。）は、次に掲げる書類を作成し、所属長を経由して本部長に提出するものとする。

ア 定年前再任用選考申込書（別記様式第1号）

イ 健康状態等申出書（別記様式第2号）

- (2) 所属長は、前記(1)ア及びイの書類の提出を受けたときは、前記(1)アの書類に所見等を記入し、本部長に提出するものとする。
- (3) 既に退職している定年前再任用希望者は、前記(1)アに掲げる書類及び健康診断書（別記様式第3号）を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を經由して本部長に提出するものとする。

第4 再任用選考委員会の設置

- 1 定年前再任用を希望する対象者について、公正かつ適正な選考を行うため、警察本部に富山県警察再任用選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は本部長とし、委員は警務部長、警務部首席参事官、警務課長及び本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員会の庶務は、警務課において行う。

第5 定年前再任用選考の手続

1 選考の方法

- (1) 委員会は、定年前再任用選考申込書を提出した者の中から、次に掲げる事項を総合的に審査して選考を行うものとする。
 - ア 過去の勤務実績（退職前3年間におけるものとする。）
 - イ 退職前に有していた知識、技能等の保有状況
 - ウ 定年前再任用の時点での健康状態
 - エ 定年前再任用しようとする官職に対する勤務意欲、適性等
 - オ 定年前再任用しようとする官職にふさわしい資格、経歴等
- (2) 選考に当たっては、必要により筆記試験、面接試験その他の方法を用いることができるものとする。

2 選考結果の通知

本部長は、委員会の選考結果に基づき、定年前再任用が内定した者に対しては、定年前再任用内定通知書（別記様式第4号）により、定年前再任用が内定しなかった者に対しては、定年前再任用選考結果通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

※ 別記様式省略